

○地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日 港管第 927 号）[新旧対照表]

改正案	現行	備考
<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）</p> <p>第 4 部局長は、第 1 第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第 3 第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第 2 第 5 号から第 12 号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間</p>	<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）</p> <p>第 4 部局長は、第 1 第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第 3 第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第 2 第 5 号から第 12 号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）</p> <p>それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当する有資格業者にあつては、2.5 倍）の期間</p>	<p>独占禁止法改正（令和元年 6 月 26 日改正（令和 2 年 1 2 月 25 日施行）を反映</p>

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍）の期間
四～五 （略）

第5～第10 （略）

別表第1

当該地方整備局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 （略） （過失による粗雑工事）	
2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（ <u>引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u> が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍）の期間
四～五 （略）

第5～第10 （略）

別表第1

当該地方整備局の所管する区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 （略） （過失による粗雑工事）	
2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（ <u>かし</u> が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月

独占禁止法改正（令和元年6月26日改正（令和2年12月25日施行）を反映

民法改正（令和2年）に伴い変更となる公共工事標準請負契約約款及び国土交通省における工事請負契約書の改正を反映

<p>という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、<u>契約不適合</u>が重大であると認められるとき。 4～8 (略)</p>	<p>以内</p>	<p>という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、<u>かし</u>が重大であると認められるとき。 4～8 (略)</p>	<p>以内</p>	
<p>別紙第2 (略)</p>	<p>別紙第2 (略)</p>			